

第七章 開票

(開票管理者)

第六十一条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。

5 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。

6 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

三項：一部改正（昭和五十七年八月法律八一号）、三項：追加・旧三―五項：一項ずつ繰下
〔平成六年二月法律二号〕

〔参照〕法九（選挙権）・六二（開票立会人）・六六（開票）・六七（開票の場合の投票の効力の決定）・七〇（開票録の作成）・七九（開票所の取締り）・七九（開票事務と選挙会事務との合同）・八八（選挙事務関係者の立候補制限）・一三三（投票・開票及び選挙会に関する規定の適用）・一三五（選挙事務関係者の選挙運動の禁止）・二二二（買収及び利害誘導罪）・二二三（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）・二二六（職権濫用による選挙の自由妨害罪）・二二七（投票の秘密侵害罪）・二三七（詐偽投票及び投票偽造・増減罪）・二四二（特定公務員等の選挙運動の禁止違反、令六六）（数町村の区域を合せて一開票区を設けた場合の開票管理者）・六七（開票管理者の職務代理者又は職務代理者の選任）・六八（開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）七―七六（代理投票・不在者投票及び在外投票の受理の決定・投票の点検・得票数の朗読等・開票録の送付・選挙人名簿又は在外選挙人名簿の返付・点検済の投票等の送付）・八三の二（開票区

第六章 開票

(数町村の区域を合せて一開票区を設けた場合の開票管理者)

第六十六条 法第十八条第二項の規定によつて数町村の区域を合

せて一開票区を設けた場合においては、開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、関係町村の選挙管理委員会が協議して選任しなければならない。その協議がととのわぬ場合においては、都道府県の選挙管理委員会がこれを選任する。

(開票管理者の職務代理者又は職務管理者の選任)

第六十七条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

3 数町村の区域とする開票区においては、関係町村の選挙管理委員会は、その協議により、当該選挙の選挙権を有する者の中から、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者をあらかじめ選任しておかなければならない。その協議が調わない場合においては、都道府県の選挙管理委員会がこれを選任する。

4 都道府県の選挙管理委員会の委員長は、数町村の区域を区域とする開票区において、開票管理者及びその職務を代理すべき

の区域が選挙会の区域と同一である選挙の特例）・一〇二（同時選挙において長の選挙を延期する場合の各選挙の投票管理者開票管理者等）・一〇六（開票に関する規定を各選挙を通じて適用する場合）・一〇七（開票会の区域が選挙会の区域と同一である選挙の特例）・一四一の二（指定都市に関する法の規定の特例）、自治法八五（解散及び解職投票の手續に関する公職選挙法の準用）・二六二（特別法の住民投票に関する公職選挙法の準用）・二九一の六（直接請求）、農委法一一（公職選挙法の準用）、漁業法九四（公職選挙法の準用）

者に共に事故があり、又は開票管理者及びその職務を代理すべき者が共に欠けた場合においては、直ちに関係町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

5 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

6 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

五項：一部改正〔昭和五八年二月政令一六号〕、見出：一四項：一部改正・五項：全部改正・六項：追加〔平成六年二月政令三六九号〕

（開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第六十八条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第六十一条第二項の規定又は第六十六条若しくは前条第一項若しくは第三項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を

(開票立会人)

第六十二條 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第三百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む)。

当該公職の候補者

選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

見出・本条：一部改正(平成六年二月政令三六九号)

(開票立会人となるべき者の届出の方法)

第六十九條 公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の法第六十二条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、当該開票立会人となるべき者の住所、氏名及び生年月日並びに当該届出が公職の候補者の届出に係るものである場合にあつては当該公職の候補者の属する政党その他の政治団体の名称を記載した文書でしなければならない。この場合においては、当該開票立会人となるべき者の承諾書を添えなければならない。

一項：一部改正・二項：追加(昭和五八年二月政令一六号)、一項：一部改正・二項：削除(平成六年二月政令三六九号)

(長の選挙を延期する場合の開票立会人)

第七十條 法第八十六条の四第七項に規定する事由が生じた場合において、候補者が届け出た開票立会人となるべき者で法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定により開票立会人となるべき者でなかったものがあるときは、その者の届出をした候補者は、法第六十二条第一項の規定の例により、更に開票立会人となるべき者を届け出ることができる。

2 法第八十六条の四第七項に規定する事由が生じた地方公共団体の長の選挙においては、同条第八項の規定による届出又は推薦届出のあつた候補者が法第六十二条第一項の規定により届け出た開票立会人となるべき者、前項の規定による届出のあつた開票立会人となるべき者及び開票立会人に定められた者(同条

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第三百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）。当該候補者届出政党衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の第二十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の第三第二項において準用する第八十六条の第二十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の第三第二項において準用する第八十六条の第十一項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等

三 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。

四 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

五 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

六 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

七 第二項各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る開票立会人は、その職を失う。

法 七章 開票 六二条

第二項第一号に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由に係る候補者の届出に係る者を除く。について、同条第二項から第六項まで及び第八項の規定の例により、開票立会人を定めるものとする。

一・二項…一部改正〔昭和二十七年八月政令三四七号、三十七年五月一九九号〕、二項…一部改正〔昭和四十四年八月政令二八号〕、一・二項…一部改正〔平成六年一月政令三六九号〕、一項…一部改正〔平成十二年五月政令二三号〕

（開票立会人の氏名等の通知）

第七十条の二 市町村の選挙管理委員会は、法第六十二条第二項若しくは第四項の規定により開票立会人が定まつた場合又は同条第八項の規定により市町村の選挙管理委員会において開票立会人を選任した場合においては、直ちに当該開票立会人の住所及び氏名並びに公職の候補者の届出に係る者については当該公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者の属する政党その他の政治団体の名称、候補者届出政党の届出に係る者については当該候補者届出政党の名称、衆議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該参議院名簿届出政党等の名称及び略称、市町村の選挙管理委員会の選任に係る者については当該開票立会人の属する政党その他の政治団体の名称を当該開票立会人の立ち会う開票所の開票管理者に通知しなければならない。

二 市町村の選挙管理委員会は、前条第二項の規定により開票立会人を定めた場合においては、前項の規定の例により、開票管理者に通知しなければならない。

本条…追加〔昭和三十七年七月政令三〇六号〕、一項…一部改正〔昭和四十四

施行令 六章 七〇条の二

8 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は選挙の期日の前日まで三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区における選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

9 当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となることができない。

10 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

二項：一部改正・三項：削除・旧五―八項：一部改正し一項ずつ繰上・旧四・九―一二項：一項ずつ繰上〔昭和七七年八月法律三〇七号〕、一・四・五・七・九項：一部改正〔昭和七七年五月法律一一二号〕、六項：削除・旧七項：一部改正し六項に繰上・旧八―十一項：一項ずつ繰上〔昭和四四年六月法律四八号〕、一・二・七・八項：一部改正〔昭和七七年八月法律八号〕、一・八項：一部改正・一七項：全部改正〔平成六年二月法律二号〕、一・二項：一部改正〔平成二二年五月法律六二号〕

〔参照〕法六六（開票）・六七（開票の場合の投票の効力の決定）・七〇（開票録の作成）・七九（開票事務と選挙会事務との合同）・二二七（投票の秘密侵害罪）・二二七・四（詐偽投票及び投票偽造・増減罪）・二三八（立会人の義務を怠る罪）・二七〇（選挙に関する届出等の時間）・令六九（開票立会人となるべき者の届出の方法）・七〇（長の選挙を延期する場合の開票立会人）・七〇の二（開票立会人の氏名等の通知）・七〇の三（数町村の区域を合わせて一開票区を設けた場合の開票立会人となるべき者の届出等）・七一（代理投票、不在者投票及び在外投票の受理の決定）・七六（点検済の投票等の送付）・八三の二（開票区

年八月政令三二八号・五八年二月一六号〕、一・二項：一部改正〔平成六年一月政令三六九号〕
 年八月政令三二八号・五八年二月一六号〕、一・二項：一部改正〔平成六年一月政令三六九号〕
 となるべき者の届出等）
 第七十条の三 法第十八条第二項の規定により数町村の区域を合わせて一開票区を設けた場合においては、法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、関係町村の選挙管理委員会があらかじめ協議して定めた町村の選挙管理委員会（その協議が調わない場合においては、都道府県の選挙管理委員会が指定した町村の選挙管理委員会）に対してしなければならない。

2 関係町村又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により、開票立会人となるべき者を届け出るべき町村の選挙管理委員会を定め、又は指定した場合においては、直ちにその旨を告示しなければならない。

3 法第十八条第二項の規定により数町村の区域を合わせて一開票区を設けた場合においては、法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじ、同条第六項の規定によるくじを行うべき場所及び日時の告示、同条第八項の規定による町村の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任並びに前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、第一項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき町村の選挙管理委員会が行う。

4 法第十八条第二項の規定により数町村の区域を合わせて一開票区を設けた場合においては、法第六十三条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第六十四条の規定による開票の場所及び日時の告示は、関係町村の選挙管理委員会があらかじめ

の区域が選挙会の区域と同一である選挙の特例）・一四一の二（指定都市に関する法の規定の特例）、則一（立会人となるべき者の届出書、承諾書及びこれらに添付すべき選挙人名簿登録証明書の様式）、自治法八五（解散及び解職投票の手續に関する公職選挙法の準用）・二六二（特別法の住民投票に関する公職選挙法の準用）・二九一の六（直接請求）、農委法一一（公職選挙法の準用）、漁業法九四（公職選挙法の準用）

（開票所の設置）

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

本条…一部改正〔昭和三十三年三月法律八号〕

〔参照〕法六四（開票の場所及び日時の告示）・七四（開票所の取締り）・七九一（開票事務と選挙会事務との合同）・一二三（投票、開票及び選挙会に関する規定の適用）・三二二（投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪、令七〇の三）（数町村の区域を合せて一開票区を設けた場合の開票所を設ける場所の指定並びに開票の場所及び日時の告示）・一〇四（同時選挙において長の選挙を延期する場合の各選挙の投票所及び開票所）・一〇六（開票に関する規定を各選挙を通じて適用する場合）・一〇七（開票区の区域が選挙会の区域と同一である選挙の特例）・一四一の二（指定都市に関する法の規定の特例）、自治法八五（解散及び解職投票の手續に関する公職選挙法の準用）・二六二（特別法の住民投票に関する公職選挙法の準用）・二九一の六（直接請求）、農委法一一（公職選挙法の準用）、漁業法九四（公職選挙法の準用）

（開票の場所及び日時の告示）

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならぬ。

本条…一部改正〔昭和三十三年三月法律八号〕

〔参照〕法六三（開票所の設置）・六五（開票日）・七三（繰延開票）・七九一（開票事務と選挙会事務との合同）・一二三（投票、開票及び選挙会に関する規定の適用）、令七〇の三、四（数町村の区域を合せて一開票区を設けた場合の開票所の指定並びに開票の場所及び日時の告示）・七八（繰延開票の通知等）・一〇四（同時選挙において長の選挙を延期する場合の各選挙の投票所及び開票所）・一〇六（開票に関する規定を各選挙を通じて適用する場合）・一〇七（開票区の区域が選挙会の区域と同一である選挙の特例）・一四一の二（指定都市に関する法の規定の特例）、自治法八五（解散及び解職投票の手續に関する公職選挙法の準用）・二六二（特別法の住民投票に関する公職選挙法の準用）・二九一の六（直接請求）、農委法一一（公職選挙法の準用）、漁業法九四（公職選挙法の準用）

め協議して定めた町村の選挙管理委員会（その協議が調わない場合においては、都道府県の選挙管理委員会）が行う。

本条…追加〔昭和三十三年三月政令二〇号〕、旧七〇条の二；繰下〔昭和三十三年七月政令三〇六号〕、全部改正〔昭和三十三年七月政令四五九号〕、三項；一部改正〔昭和四十四年八月政令二二八号〕、見出・一―四項；一部改正〔平成六年一月政令三六九号〕